

2| 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条

転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十一条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建設又は新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。以下この項において同じ。）の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては三十五年以内とし、既存住宅（購入に係る住宅で、新築住宅以外のものをいう。次項において同じ。）の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内）とし、住宅の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。

3 · 4

第三十七条

転貸貸付けに係る貸付金による住宅資金の貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けを受けた労働者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合における

転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率をいう

31
転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十一条
第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建設
又は新築住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地
又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては
三十五年以内とし、既存住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用
に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。
）にあつては二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定め
る基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内）
当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令・国土
交通省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内）と
し、住宅の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。

4・5

第三十七条の

第三十七条の二 分譲貸付け等に係る貸付金により建設し、又は購入した住宅の分譲を受けた勤労者が、災害その他特別の事由により、当該住宅の対価の支払が著しく困難となつた場合における当該分譲貸付け等の貸付けの条件の変更については、機構の業務方法書で定めるところによる。

2 転貸貸付けに係る貸付金による住宅資金の貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けを受けた労働者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合における

る当該転貸貸付けの貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の住宅資金の貸付けの条件の変更に関しては、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十八条 第三十条から前条までに規定するもののほか、
転貸貸付けに關しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十六条に規定するもののほか、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫の行う同条本文の住宅資金の貸付けについての同条第三項に規定する法第九条第二項第二号の措置に準ずる措置、沖縄振興開発金融公庫が法第十条第二項本文の住宅資金の貸付け及び同項ただし書の貸付けを併せて行う場合における当該貸付けに係る貸付金の限度額その他独立行政法人住宅金融支援機構の行う同条第一項の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項の貸付けに關しては、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(教育融資)

第三十九条の二 機構は、法第十条の三第一号に掲げる勤労者に対してはその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で、同条第二号に掲げる事業主に対しても同号に規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の五倍に相当する額の範囲内で、同条第三号に掲げる事業主団体に対しては同号に規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の五倍に相当する額の範囲内で同条第一号から第三号までに定める資金を貸し付けるものとする。

2 法第十条の三第一号の政令で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中等教育学校の後期課程、

る当該転貸貸付けの貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の住宅資金の貸付けの条件の変更に関しては、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十八条 第三十条から前条までに規定するもののほか、分譲貸付け等及び転貸貸付けに關しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

2 第三十七条に規定するもののほか、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付けについての同条第三項に規定する法第九条第二項第二号の措置に準ずる措置、沖縄振興開発金融公庫が法第十条第二項本文の住宅資金の貸付け及び同項ただし書の貸付けを併せて行う場合における当該貸付けに係る貸付金の限度額その他独立行政法人住宅金融支援機構の行う同条第一項の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項の貸付けに關しては、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(教育融資等)

第三十九条の二 機構は、法第十条の三第一項第一号イに掲げる勤労者に対してはその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で、同号ロに掲げる事業主に対しても同号ロに規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の五倍に相当する額の範囲内で、同号ハに掲げる事業主団体に対しては同号ハに規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の五倍に相当する額の範囲内で同号イからハまでに定める資金を貸し付けるものとする。

2 法第十条の三第一項第一号イの政令で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中等教育学校の後

盲学校、聾学校又は養護学校の高等部、専修学校その他厚生労働大臣が定める基準に適合する教育施設とする。

期課程、盲学校、聾学校又は養護学校の高等部、専修学校その他厚生労働大臣が定める基準に適合する教育施設とする。

3 (略)

(削除)

第三十九条の三 機構の行う法第十条の三第一項第二号の貸付けに係る貸付金の利率は、第三十七条第二項に規定する貸付基準利率（以下「貸付基準利率」という。）に相当する率として機構の業務方法書で定める率とする。

2 第三十七条第三項及び第四項の規定は、機構の行う法第十条の三第一項第二号の貸付けに係る貸付金の償還期間及び住宅の基準について準用する。この場合において、第三十七条第三項及び第四項中「厚生労働省令・国土交通省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の行う法第十条の三第一項第二号の貸付けに係る事業主及び労働者に関する事項その他当該貸付けに関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十九条の四 法第十条の三第二項の政令で定める措置は、同条第一項第二号イからハまでに定める事業主が、同号イからハまでに掲げる者から貸付けを受けた住宅を、当該貸付けを受けた住宅の家賃の額に三分の二を乗じて得た額を超えない額の家賃で、その雇用する労働者に貸し付けることとする。

(事務代行団体の構成員である中小企業の事業主の範囲)

第四十二条の三 法第十四条の二第一項の政令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

2 法第十四条の二第一項の政令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス

業を主たる事業とする事業主については百人)とする。

(削除)

(機構が行う事業主団体への助成)

第四十二条の四 機構は、法第十四条の三に規定する法人である事業主団体に対し、法第十四条の二の委託の普及を促進するための措置に要する経費について、助成金を支給するものとする。

(事務代行団体の構成員である中小企業の事業主の範囲)

第四十三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)とする。

2 法第十四条第一項の政令で定める数は、三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)とする。

(船員に関する特例)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、第三十二条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対するその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、同条中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

附 則

(削除)

(公務員に関する特例等)

第四十三条 法第十五条第二項第一号の勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めることは、共済組合等の行う同項の分譲に係る住宅の譲受けの申込みの日前一年以上の期間にわたつて当該契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みがあつた者で、当該申込みの日においてその者について持家資金貸付けが行われていないものとする。

(船員に関する特例)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、第三十二条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対するその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、同条中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

附 則

(地方公務員に係る勤労者財産形成持家融資に関する暫定措置)

2 地方公務員が機構から法第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受

ける場合においては、当該地方公務員の属する地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する地方公務員にあつては、当該都道府県）は、機構に対し、当該貸付けに係る貸付金の利率が当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を下回ることとなる場合において必要となる経費その他の当該貸付けに係る経費として厚生労働大臣が総務大臣と協議して定める経費に相当する金額を交付することができる。

（中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置）

2) 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫（以下「旧公庫」という。）が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申し込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主（その資本金の額又は出資の総額が厚生労働省令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が厚生労働省令で定める数を超えない事業主をいう。附則第五項において同じ。）に雇用される勤労者（その所得が千二百万円以下である者に限る。附則第五項において同じ。）に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅（当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。）の建設又は購入（第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。）に係るもの（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 七百十萬円以下の金額 次のイ及びロに掲げる期間の区分に

（中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置）

3) 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫（以下「旧公庫」という。）が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申し込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主（第三十五条第一項第二号イ(1)に規定する中小企業の事業主をいう。附則第六項において同じ。）に雇用される勤労者（その所得が千二百万円以下である者に限る。附則第六項において同じ。）に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅（当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。）の建設又は購入（第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。）に係るもの（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 七百十萬円以下の金額 次のイ及びロに掲げる期間の区分に

応じ、それぞれイ及びロに定める率

イ 当該貸付けの日から五年を経過する日（口において「五年

経過日」という。）までの期間 貸付基準利率から年二ペー

セントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機
構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める
率

ロ 五年経過日後の期間 貸付基準利率に相当する率として、

機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定め
る率

二 （略）

3|
（略）

4|

沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年
三月三十一日までの間に申込みを受理した独立行政法人住宅金融
支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本
文の貸付けに係る貸付金については、第三十六条第四項中「前各
項」とあるのは、「前各項並びに附則第二項及び第三項」として
同項の規定を適用する。

5| 附則第二項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改
正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成
十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という
。）において機構又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は
独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正
前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業
の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二
十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住
宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める
事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合す

応じ、それぞれイ及びロに定める率

イ 当該貸付けの日から五年を経過する日（口において「五年

経過日」という。）までの期間 第三十七条第一項第一号イ

に定める率以内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構

の業務方法書で定める率

ロ 五年経過日後の期間 貸付基準利率に相当する率として、

機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定め
る率

二 （略）

3|
（略）

4|

沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年
三月三十一日までの間に申込みを受理した独立行政法人住宅金融
支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本
文の貸付けに係る貸付金については、第三十七条第五項中「前各
項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項及び第四項」として
同項の規定を適用する。

5| 附則第三項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改
正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成
十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という
。）において機構又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は
独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正
前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業
の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二
十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住
宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める
事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合す

るもの（当該労働者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

6| 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第四項の規定にかかわらず、第三十六条第四項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）及び第三項」として、同項の規定を適用する。

（阪神・淡路大震災に係る労働者に対する利率、償還期間等に関する特例）
(略)

8| 前項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る旧転貸貸付けに対する第三十五条の規定の適用については、同一条第一項第二号中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」と、同一条第二項中「前項」とあるのは「附則第八項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

9| 復旧期間に旧事業団又は旧公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものとの利率は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分さ

るもの（当該労働者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

7| 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第五項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）及び第四項」として、同項の規定を適用する。

（阪神・淡路大震災に係る労働者に対する利率、償還期間等に関する特例）
(略)

8| 前項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る旧転貸貸付けに対する第三十五条第三項及び第四項の規定の適用については、同一条第三項第二号中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」と、同一条第二項中「前項」とあるのは「附則第九項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

9| 復旧期間に旧事業団又は旧公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものとの利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分さ

れた金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 貸付基準利率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 (略)

10

前項に規定する貸付金（復興住宅の補修に係るもの）を除く。）に対する附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第二項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項及び附則第九項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第九項第一号に定める率を超える場合は、同号に定める率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。」と、同号ロ中「貸付基準利率」とあるのは「附則第九項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額については、附則第九項第一号に定める率に相当する率）」とする。

二 (略)

11

前項に規定する貸付金（復興住宅の補修に係るもの）を除く。）に対する附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第三項中「第三十七条第一項本文」とあるのは「第三十七条第一項本文及び附則第十項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第十項第一号に定める率を超える場合は、同号に定める率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。」と、同号ロ中「貸付基準利率」とあるのは「附則第十項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額については、附則第十項第一号に定める率に相当する率）」とする。

11 復旧期間に沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十一条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第四項及び第六項の規定にかかわらず、第三十六条第四項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、「前各項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十項

分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 第三十七条第一項各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上当該各号に定める率以下の範囲内で、それぞれ機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

12 復旧期間に沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十一条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第五項及び第七項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、「前各項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十一

の規定により読み替えて適用する附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）、附則第三項及び附則第九項」として同項の規定を適用する。

（勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）

法附則第二条の規定により機構が沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第二項本文の貸付け又は法第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二条の規定に係る沖縄振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金の額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）

法附則第二条第二項の規定により機構が沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第二項本文の貸付け又は法第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二条第二項の規定に係る沖縄振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金の額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。